

災害弱者の名簿，マンション組合に提供を 総務省

総務省は5月12日、マンションの管理組合をコミュニティ活動の主体として位置づけるとともに、高齢者や障害者などの災害弱者名簿の提供先とするよう求める通知を都道府県に発出した。「都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会」が同日まとめた報告書を受け通知した。通知では、マンションの管理組合が行っているコミュニティ活動が自治会・町内会などの地縁団体の活動と同様にコミュニティ形成に役立つと指摘。地縁団体を対象に連絡・支援をする場合は、コミュニティ活動を行っている管理組合も同様に取り扱うよう求めた。

また、マンションと地域のコーディネーター役を果たすコミュニティ相談員を配置するなど両者の連携を支援することや、福祉・防災・建設などの部局

横断的な支援体制を構築することも求めた。

一方、これまで地縁団体を基本に想定してきた自主防災組織についてもマンションの管理組合を位置づける重要性を指摘。地縁団体と同様に災害弱者名簿の預託先として位置づけるとともに、名簿提供に関するルールを体系化し、協定書を締結するなど名簿を提供しやすい環境を整えるよう要請した。

また、平時から地縁団体や管理組合が専門的なノウハウをもつ機関・組織と連携する必要性も指摘。具体的には社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員などを挙げ、連携体制を支援するよう要請した。

(福祉新聞・第2715号 2015年5月18日)